

保高発 0329 第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
市町村後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令
の施行等について（通知）

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月 29 日より、令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（令和 6 年厚生労働省告示第 173 号）が適用されたところです。

また、令和 6 年 4 月 1 日より、

- ・ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 125 号）
 - ・ 令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和 6 年政令第 126 号）
- が施行されるとともに、
- ・ 令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（令和 6 年厚生労働省告示第 174 号）
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（令和 6 年厚生労働省告示第 175 号）
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第176号）
が適用されるところです。

内容につきまして下記のとおりお知らせしますので、ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第1 令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額関係（令和6年3月29日適用）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第4条第2項及び第4項並びに第5条第4項の規定に基づき、令和5年度における調整対象需要額の算定の基礎となる普通調整係数を0.95892349878とし、補正係数を1.04457451214とするとともに、調整対象収入額の算定の基礎となる一人平均所得額を517,033円とすること。（別添1）

第2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令関係（令和6年4月1日施行）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第38条第4項及び第5項の規定に基づき、前期高齢者納付金について、全ての保険者に占める負担調整保険者の割合を100分の6.00とし、全ての保険者に占める特別負担調整保険者の割合を100分の11.10とすること。（別添2）

第3 令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令関係（令和6年4月1日施行）

1 調整対象給付費見込額に係る率（第1条）

法第34条第2項第2号の規定に基づき、令和6年度における前期高齢者交付金の額の算定に係る前期高齢者給付費見込額のうち、前期高齢者加入率による調整の対象から除外する額を算定する際の基準となる率を100分の158とすること。

2 前期高齢者加入率の下限割合（第2条）

法第34条第7項の規定に基づき、令和6年度における前期高齢者交付金の額の算定

に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を 100 分の 1 とすること。

3 負担調整基準率（第 3 条）

法第 38 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度における前期高齢者納付金の額の算定に関し、各保険者の義務的な支出（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び法定給付費等の合計額をいう。以下同じ。）に対して前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を合計した拠出額が著しく過大とならないよう、負担調整を行う基準となる負担調整基準率を 100 分の 53.487 とすること。

4 特別負担調整基準率（第 4 条）

法第 38 条第 5 項の規定に基づき、令和 6 年度における前期高齢者納付金の額の算定に関し、各保険者の義務的な支出に対して前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を合計した拠出額が過大とならないよう、特別負担調整を行う基準となる特別負担調整基準率を 100 分の 47.11504 とすること。（別添 3）

第 4 令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件関係（令和 6 年 4 月 1 日適用）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 1 条の 4 第 1 号、第 1 条の 9 第 1 号並びに第 1 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。以下「算定省令」という。）の規定に基づき、令和 6 年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を別添 4 のとおり定めること。

第 5 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件関係（令和 6 年 4 月 1 日適用）

算定省令第 47 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を 0.14459316 とするとともに、令和 4 年度における全保険者平均前期高齢者加入率を 0.15203371 とすること。（別添 5）

第 6 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医

療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額の一部を改正する件関係（令和6年4月1日適用）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第8号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第4号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、算定政令及び算定省令の規定の一部について条ずれが生じることに伴い、告示中当該規定を引用する題名及び規定について別添のとおり定めること。（別添6）